

○西中総務課長 それでは、定刻になりましたので、会議を始めます。

本日は、全委員が御出席です。

以後の委員会会議の進行につきましては、丹野委員長にお願いいたします。

○丹野委員長 それでは、ただいまから、第174回個人情報保護委員会を開会いたします。

本日の議題は2つございます。

議題1「個人情報の保護に関する法律の改正等を伴うデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の成立を受けた個人情報保護委員会の今後の取組（案）について」、事務局から説明をお願いいたします。

○池田企画官 個人情報の保護に関する法律の改正等を伴うデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の成立を受けた個人情報保護委員会の今後の取組（案）について、資料1に基づきまして御説明申し上げます。

1 ページ目を御覧ください。

個人情報の保護に関する法律の改正等を伴うデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律案は、本年2月9日に国会に提出された後、国会における審議を経て、5月12日に成立し、本日公布されたところでございます。

国会における審議の経過の詳細は、本資料下段に記載のとおりでございます。

衆議院・参議院における附帯決議の内容は、それぞれ2ページ目及び3ページ目に個人情報保護法に係った部分を抜粋し記載してございます。

資料にございますとおり、地方公共団体が、その地域の特性に照らし必要な事項について、その機関又はその設立に係る地方独立行政法人が保有する個人情報の適正な取扱いに関して条例を制定する場合には、地方自治の本旨に基づき、最大限尊重すること。

個人情報保護委員会による行政機関等の監視に当たっては、資料の提出及び実地調査をちゅうちょなく行うとともに、必要があれば勧告や報告の要求を遅滞なく行うことにより、監視の実効性を確保すること。

個人情報保護委員会が民間部門と公的部門における個人情報保護に関する業務を所掌することに鑑み、体制強化を図ることなどの附帯決議が行われたところでございます。

政府としては、これらの附帯決議について、その趣旨を十分尊重することとしてございます。

続きまして、4ページ目で「3. 改正法の施行後における個人情報保護委員会の役割」について御説明申し上げます。

改正法の施行による委員会の役割の主な変更点といたしましては5点ございます。1点目といたしまして、一本化された個人情報保護法についての解釈権限を有することとなること。2点目として、個人情報取扱事業者等に加えて、国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人における個人情報等の取扱いについて、一元的に所管し、監視監督権限を有することとなること。3点目として、地方公共団体が条例を定めた場合、その旨及びその内容について届出を受け、公表することとなること。4点目として、

地方公共団体からの求めに応じて必要な情報の提供等を行うこととなること。最後に5点目として、行政機関の長等に対して個人情報保護法の施行状況について報告を求め、毎年度その概要を公表することとなることとさせていただきます。

下段に、今般の法改正を踏まえた委員会の監視監督権限について、民間事業者、行政機関、地方公共団体に対する委員会の監視監督権限の対比を記載してございますので、御確認ください。

続きまして、5ページ目で「4. 改正法の円滑な施行に向けた取組の方針（案）」について御説明申し上げます。

改正法の円滑な施行に向けては、政令・規則・ガイドライン等の迅速な整備、改正法や政令等についての積極的な周知・説明等、適切な組織体制の整備。大きく分けて3点の取組を特に行う必要があるものと考えてございます。

政令・規則・ガイドライン等の整備については、関係する主体から広く丁寧に御意見を伺いながら、検討を進めるとともに、ガイドライン等においては、改正法において新設された規定の解釈や想定される事例等を可能な限り明確に示す必要があるものと考えてございます。

周知・説明等については、地方公共団体における条例改正等の必要性に鑑み、十分な準備期間を確保するとともに、民間部門の規律が適用されることとなる規律移行法人等や、適用除外の精緻化が図られた学術研究機関等について、必要な情報提供等を行う必要があるものと考えております。

また、委員会の体制整備については、適切な人員・組織体制を検討し、整備するとともに、これまでの民間事業者や個人に加え、地方公共団体を含む行政機関等からの問合せにも一元的に対応する相談体制を構築し、制度の円滑な移行を支援する必要があるものと考えてございます。

最後に、6ページ目で「5. 改正法の施行準備スケジュール（案）」について御説明申し上げます。

本資料の表は、規律の主体ごとの取組について具体的なタイムラインを示すものでございます。

まず、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日に施行することとされている国の行政機関、独立行政法人等に係る規律及び学術研究機関等、規律移行法人等に係る規律について、本年秋頃に政令及び規則を公布することを予定しており、民間部門ガイドライン及びQ&Aを本年秋頃に、公的部門ガイドライン及びQ&Aを本年冬頃に公表することを予定してございます。

また、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日に施行することとされております地方公共団体等に係る規律については、来年春頃には政令・規則、公的部門ガイドライン等を公布等することを予定しております。

なお、このスケジュールは現時点での大まかな見込みでございまして、今後の状況等に

よって変わり得ることを申し添えます。

説明は以上でございます。

○丹野委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明について、御質問、御意見をお願いいたします。

藤原委員。

○藤原委員 今回の改正で、規律移行法人には民間部門の規律が適用され、学術研究機関等では適用除外の精緻化がなされ、また、地方公共団体も改正個人情報保護法の規律の下に置かれることとなります。

そこで、この改正法の円滑な施行に向けて、委員会としては関係する主体からの御意見を広く丁寧に伺うことが重要だと考えます。その際、意見交換・意見聴取のチャンネルは説明会に限定する必要はないので、多様なものであっていいと考えております。

そして委員会としては、地方公共団体等、改正により受ける影響が大きい主体においても、十分な準備期間を確保できるよう、迅速に政令・委員会規則、ガイドライン等の検討を行う必要があるものと考えております。

以上です。

○丹野委員長 ありがとうございます。

他にどなたか。

梶田委員。

○梶田委員 今回の改正は、学術研究機関等、国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人といった幅広い主体に影響いたしますので、改正法及び関係する政令等の周知・広報については、各主体にとって分かりやすい資料を作成するなども含めて、しっかりと行いたいと考えています。

以上です。

○丹野委員長 ありがとうございます。

他にどなたか。

中村委員。

○中村委員 改正後の個人情報保護法では、行政機関等における個人情報等の取扱いに関する規定が置かれ、委員会が行政機関等を監視することとされました。委員会としては、必要に応じて適切に権限を行使することを含め、行政機関等において改正法が順守されるよう、新たな任務にしっかり取り組むことが重要であると思います。

また、関連して、法の施行に向けて、公的部門に対する委員会による監視活動の具体的な方法を早急に検討する必要があります。

加えて、今回の改正によって、現在はそれぞれの条例が適用されている地方公共団体について、法律による共通ルールが適用されることとなります。地方公共団体に対し、必要な情報の提供や助言を行うなど、地方公共団体と十分なコミュニケーションを取っていきたいと思います。

以上です。

○丹野委員長 ありがとうございます。

他にどなたか。

小川委員。

○小川委員 改正後の個人情報保護法において、委員会は、民間と公的部門の個人情報の取扱いを一元的に所管することとなります。これに伴い、説明にもありましたように、委員会の所掌業務が増加するため、適切に対応するための体制整備を行っていく必要があると思います。

この点、委員会では、相談窓口を消費者及び事業者との接点として重視してきました。これまでも、消費者等が可能な限り納得感を得られるよう、丁寧な対応に努めてまいりました。改正後の個人情報保護法においては、委員会が民間部門と公的部門の両方の個人情報保護において一元的に相談を受けることとなりますが、これまでの取組同様、「たらいまわし」にならないよう、しっかりと相談体制を強化していく必要があると思います。

以上です。

○丹野委員長 ありがとうございます。

他にどなたか。よろしいでしょうか。

今回の改正では、個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の3本の法律を1本の法律に統合するとともに、地方公共団体の個人情報保護制度についても統合後の法律において全国的な共通ルールを規定し、全体の所管を当個人情報保護委員会に一元化すること。更に、学術研究に係る適用除外規定について、一律の適用除外ではなく、義務ごとの例外規定として精緻化することなど、現行制度から様々な変更が行われています。

また、今回の法案審議でもございましたが、社会全体のデジタル化を進める中で、個人情報の保護をしっかりとしていくことは必要不可欠であると思います。委員会としては、今後、いわば新しいステージに進むこととなります。それを踏まえて、改正法の施行に向けて十分な準備を行っていきたいと思います。

それでは、本資料については、特段に修正の御意見がないようでしたので、原案のとおり決定することといたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

御異議がないようですので、原案のとおり決定いたします。

それでは、次の議題に移ります。

よろしいですか。

それでは、議題2「令和2年改正個人情報保護法 ガイドライン（案）について」、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 令和2年改正個人情報保護法 ガイドライン（案）について、御説明申し上げます。

まず、資料について、資料2-1として、ガイドライン案の概要、資料2-2として通

則編、資料 2-3 として外国にある第三者への提供編、資料 2-4 として第三者提供時の確認・記録義務編、資料 2-5 として、仮名加工情報・匿名加工情報編、資料 2-6 として認定個人情報保護団体編とさせていただきます。

資料 2-1 に基づいて概要を御説明申し上げますが、具体的なガイドラインの内容につきましては資料 2-2 から資料 2-6 を併せて御参照いただければと思います。

令和 2 年改正個人情報保護法の公布後、昨年 10 月から 11 月にかけての計 5 回にわたる政令・規則等の整備に向けた論点に関する御議論、12 月の政令・規則案の御審議、パブリックコメントを経て、本年 3 月に政令・規則を公布させていただいたところです。

また、ガイドライン等の整備に向けた論点として、1 月には「認定個人情報保護団体制度」について、2 月には「利用停止等」及び「不適正利用の禁止」について、4 月には「個人関連情報」について御議論いただいたところです。

本ガイドライン案は、これらの御議論やこれまで様々な方々から寄せられた御意見を踏まえ、成案としたものでございます。

それでは、資料 2-1、ガイドライン案の概要に基づいて御説明いたします。

まず、「利用停止等」でございます。法改正により、一部の法違反の場合に加えて、本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合にも利用停止等請求権を拡充することとされています。

2 月に委員会で御議論いただいたように、本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合について、事例を含め、解釈を具体的に記載してございます。例えば、利用停止等が認められる事例として、ダイレクトメール送付停止を求めたにもかかわらず、繰り返し送付される場合、認められない事例として、電話会社からの料金支払いを免れるため、課金に必要な情報の利用停止等を請求する場合などを記載しております。

次に、「漏えい等報告・本人通知」でございます。法改正により、漏えい等が発生し、個人の権利利益を害するおそれがある場合に、委員会への報告及び本人通知を義務化しております。また、規則の改正により、委員会への報告を要する事態として、要配慮個人情報や財産的被害が発生するおそれがある漏えい等を規定しております。

通則編ガイドラインにおいて、この報告を要する事態について、事例を含め解釈を具体的に記載してございます。例えば、財産的被害が発生するおそれがある漏えい等に該当する事例として、EC サイトからクレジットカード番号が漏えいした場合などを記載しております。また、規則の改正により、委員会への報告については、速報と確報の 2 段階と規定しております。ガイドラインにおいて、速報の時間的制限の目安として、事態の発生を知った時点からおおむね 3～5 日以内と記載するなど、速報・確報の時間的制限の考え方を示しております。

次に、「不適正利用の禁止」でございます。法改正により、違法又は不当な行為を助長する等の不適正な方法により個人情報を利用してはならない旨を明確化しております。

2 月に委員会で御議論いただいたように、不適正な方法による個人情報の利用に該当す

ると考えられる場合について、事例を含め解釈を具体的に記載してございます。例えば、不適正利用に該当する事例として、採用選考を通じて個人情報を取得した事業者が、特定の属性のみにより、正当な理由なく本人に対する違法な差別的取扱いを行うために、個人情報を利用している場合などを記載しております。

2枚目を御覧ください。

認定個人情報保護団体制度の充実でございます。法改正により、現行の企業の全ての分野を対象とする制度に加え、企業の特定分野を対象とする団体を認定できるようにしております。

今回の改正も契機に、認定団体の望ましい取組の方向性を示すためのガイドラインを認定団体編として新設しております。この認定団体編ガイドラインについては、1月に委員会で御議論いただいたように、制度の目的・意義に加え、苦情処理や情報提供等の求められる具体的な業務、自主ルールの策定、漏えい等報告等について記載してございます。

次に、公表事項等でございます。政令の改正において、安全管理のために講じた措置を法定公表事項に追加することとしております。通則編ガイドラインにおいて、安全管理の観点から公表すべき事項として、個人データの取扱いに関する責任者を設置している旨、個人データを取り扱う従業者及び当該従業者が取り扱う個人データの範囲を明確化している旨等の事例を記載しております。また、昨年10月の委員会において御議論いただきましたが、外国において個人データを取り扱う場合、当該外国の制度等を把握した上で、安全管理措置を講ずべき旨を通則編ガイドラインにおいて明確化しております。更に、現行法で義務づけられている利用目的の規定に関し、例えば、いわゆる「プロファイリング」といった、本人が合理的に予測等できないような個人データの処理が行われる場合、本人が予測できる程度に利用目的を特定しなければならない旨を明確化しております。

次に、仮名加工情報でございます。法改正により、「仮名加工情報」を創設し、利用を内部分析等に限定することを条件に、利用目的の変更の制限等を緩和しております。

資料2-5のとおり、従来の「匿名加工情報編」を「仮名加工情報・匿名加工情報編」とし、仮名加工情報の加工基準等について、事例を含め解釈を具体的に記載しております。

3枚目を御覧ください。

「個人関連情報」でございます。法改正により、提供先において個人データとなることが想定される情報の第三者提供について、本人同意が得られていること等の確認を義務づけることとしております。

昨年11月及び本年4月に委員会で御議論いただいておりますが、通則編ガイドラインにおいて、同意の主体について、原則、情報を利用する主体となる提供先が同意を取得する旨や、同意取得の方法について、対象となる個人関連情報の範囲を示した上で、明示の同意を要する旨など、事例を含め解釈を具体的に記載しております。

次に、「越境移転」でございます。法改正により、本人同意に基づく越境移転の際は、同意の取得時に、本人への情報提供を求めるとともに、体制整備要件に基づく越境移転の

際は、移転先による個人データの適正な取扱いの継続的な確保のために「必要な措置」及び本人の求めに応じた情報提供を求めることとしております。

資料２－３のとおり、外国にある第三者への提供編ガイドラインにおいて、同意取得時に提供すべき情報の考え方として、本人がリスクを適切に把握できるよう、外国の名称や、個人情報保護制度等に関して、我が国の制度や事業者に求められる措置との本質的な差異についての情報提供を求める旨や、体制整備要件に係る「必要な措置」として、年１回程度、移転先における個人データの取扱状況及びこれに影響を及ぼすおそれのある外国制度の有無等の確認を求める旨など、事例を含め解釈を具体的に記載しております。

その他、※印にありますとおり、開示方法については、法改正により、電磁的記録の提供を含め、本人が指示できることとしておりますが、通則編ガイドラインにおいて、電磁的記録の提供の事例を含め解釈を具体的に記載しております。

また、「第三者提供記録の開示」については、通則編ガイドラインにおいて、不開示事由の事例を含め、法改正の内容について解説を行っております。

オプトアウト規定については、法改正により、不正取得された個人データやオプトアウト規定により提供された個人データについて、オプトアウト規定による第三者提供の対象外としておりますが、通則編ガイドラインにおいて、これらの内容についての解説を追加してございます。

最後に、域外適用については、法改正により、域外適用の対象となる場合が拡大されておりますが、対象となる事例を含め解釈を記載しております。

その他、今回の改正に合わせて所要の改正を行っております。

ただいま御説明申し上げました、令和２年改正個人情報保護法ガイドライン（案）について、本日御審議の上、御了承いただきましたら、速やかに意見公募手続を行いたいと考えております。

意見公募の実施後は、現時点では令和３年夏頃にガイドラインを公表することを想定しております。

説明は以上でございます。

○丹野委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見をお願いいたします。

よろしいでしょうか。

令和２年改正法案の成立・公布後、政令・規則等の論点を含め、計８回にわたり、主要な論点について議論を行ったところでございます。

加えて、改正法案成立後、消費者や事業者等多様な方々と意見交換、説明会等を行い、その場でいただいた御意見や政令・規則案に対するパブリックコメントも踏まえ、個人情報の利活用に配慮しつつ、個人の権利利益の保護を図る形でガイドライン案を取りまとめることができたと考えております。

それでは、特に修正の御意見がないようですので、この改正案で意見公募手続を実施し

たいと思いますが、よろしいでしょうか。

御異議がないようですので、事務局において所要の進めを進めてください。

なお、ガイドラインは事業者からは非常に実務の参考とされていると承知しております。ガイドライン案についても多くの方々から御意見をお寄せいただきたいと思いますと思っております。

さて、本日の議題は以上でございます。

本日の会議の資料については、準備が整い次第、委員会のホームページで公表してよろしいでしょうか。

それでは、そのように取扱いをいたします。

それでは、本日の会議はこれで閉会といたします。